

令和 3 年 10 月 4 日

部活動所属生徒の保護者様

北九州市立浅川中学校

緊急事態宣言解除後（10月1日以降）の当面の間の部活動について

秋涼の候、保護者様にはご清祥のことと存じます。また、日頃より、本校教育活動ならびに部活動運営にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、首記の件について、部活動顧問等は活動再開に当たり、長期間の部活動中止による低下した生徒の体力や部活動毎の特性を考慮して、段階的な再開を心掛けた支援・指導等の対応を行います。

また、当面の間、本市の「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に加え、下記 1～10 を遵守事項としますのでよろしくご理解とご協力のほどをお願いいたします。

記

- 1 「三つの密（密接・密集・密閉）を避ける」（特に屋内では必ず換気を行う）、「マスクの着用」及び「手洗い・手指消毒の励行」「共用する用具の消毒の励行」など、基本的な感染症対策、いわゆる「新しい生活様式」を指導・徹底します。
- 2 平日は学校登校後に、担任等が「健康チェックリスト表」で健康状態の確認を毎日行っていますが、特に、休日や長期休業日の部活動においては、開始前に「健康チェックリスト表」にて、顧問・コーチなど（以下、「顧問等」と略）が健康状態を確認し、体調不良者（発熱等の風邪症状がある場合など）は練習に参加させません。また、生徒には具合の悪い時は無理な活動への参加を避け、医師の診察を受ける、休養をとる、健康観察を継続するなどを励行するよう指導します。
- 3 部活動の所属生徒が陽性となり、その生徒が感染可能期間に活動に参加していた場合は、その部活動の全部員（顧問を含む）のPCR検査を実施します。
- 4 可能な限り感染及びその拡大リスクを低減させながら、できる限り個人で行う活動を中心とした活動を行います。複数で活動する必要がある場合には十分な距離（屋外 1 m・室内 1.5 m以上）を確保するとともに、可能であればマスクを着用するようにします。
- 5 全ての部活動において休養日の拡大や活動時間の短縮等を行います。
- 6 練習試合や合同練習など（以下「練習試合等」と略）は原則として禁じます。ただし、生徒の大会等での怪我や故障の可能性が高まらぬよう、大会等の 3 週間前から、かつ、場所・相手校は県内（宿泊不可とし）限定、参加校数は 2～3 校以下とし、感染症対策を確実に実施することを条件とします。練習試合等を保護者が参観することも可能です。
- 7 生徒本人と保護者の意向を十分に確認し、同意を得た上で参加させます。その際、参加については自由意思であることを十分に説明します。
- 8 部活動の実施に当たっては、各競技団体や連盟等が作成するガイドラインを踏まえて活動を行います。ガイドライン等が示されていない競技については、国もしくは県レベルの競技団体に問い合わせ、その指示に基づいた活動をします。
- 9 生徒の健康・安全確保、感染症対策のため、生徒に任せるのではなく、顧問等が活動状況を確認し、適宜、支援・指導を行います。
- 10 生徒同士が、組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動、近接して大きな発声や激しい呼気を伴う活動など、感染リスクの高い活動については実施しません。ただし、公式大会等が直前である場合などについては生徒の安全を考慮し、最小限の活動（時間や回数を減らすなど）で行うこととします。

※ 本市の「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の URL
→ <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000874253.pdf>